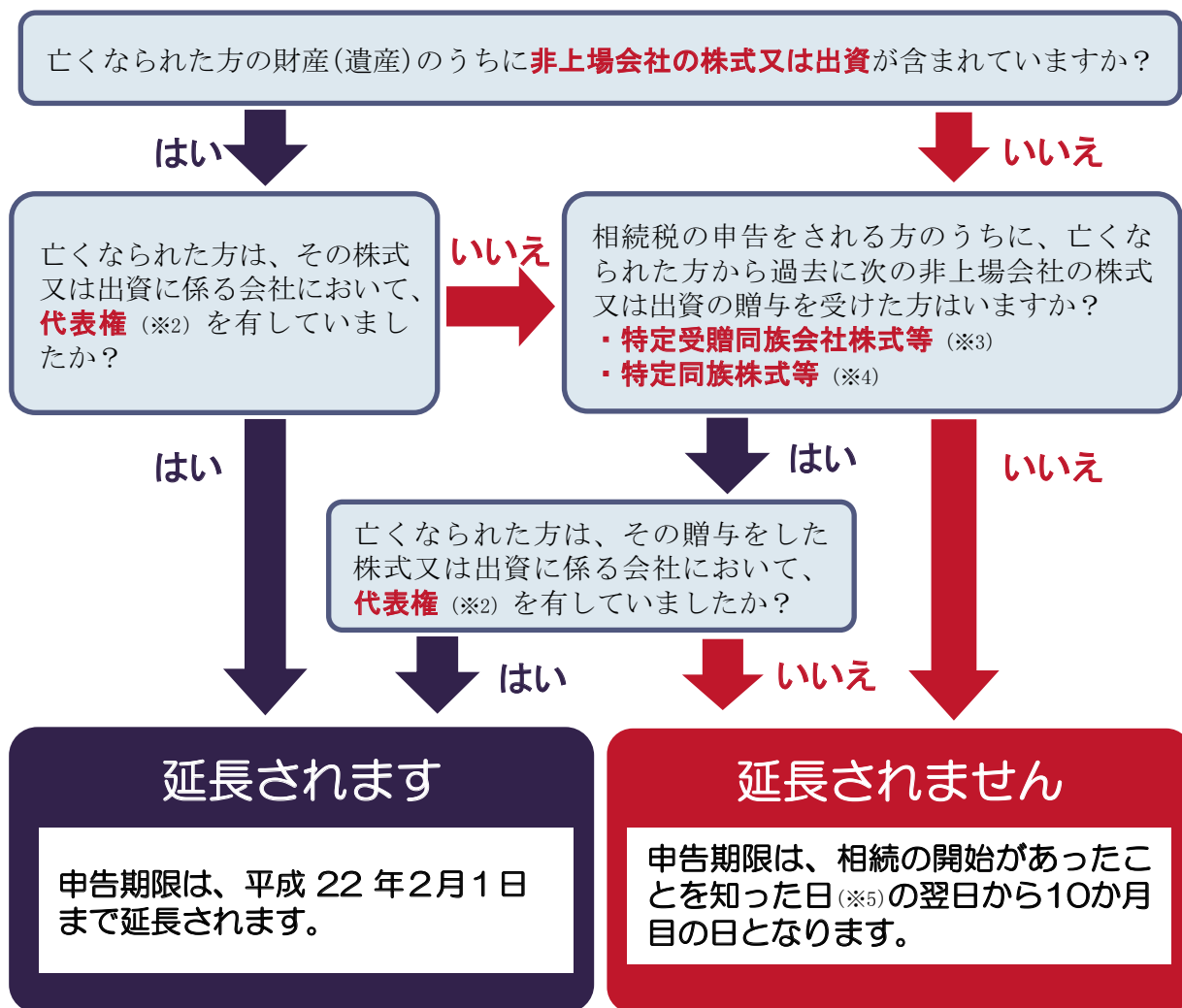


# 相続税の申告期限の延長について

**平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に亡くなられた方**に係る相続税については、平成21年度税制改正において「**非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例**」(裏面参照)が創設されたことに伴い、一定の要件を満たす場合に、その申告期限が延長されます(※1)。

相続税の申告期限の延長の有無については、次により判定してください。



(※1) 上記の判定において申告期限が延長されることとなった場合には、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」の適用の有無にかかわらずその申告期限が延長されます。

なお、相続税の申告に当たっては、亡くなられた方が会社の代表権を有していたことを明らかにする書類(会社の登記事項証明書・法人税申告書別表一(一)の写しなど)の提出が必要です。

(※2) 代表権に制限が加えられていないものに限ります。

(※3) 贈与を受けた方が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書(旧租税特別措置法第69条の5第10項)」に記載された株式又は出資をいいます。

なお、平成21年1月1日から同年3月31日までの間に亡くなられた方から同年中に非上場会社の株式又は出資の贈与を受けた方がいる場合には税務署にお尋ねください。

(※4) 「特定同族株式等の贈与の特例(相続時精算課税)(同法第70条の3の3又は第70条の3の4)」の適用を受けた株式又は出資をいいます。

(※5) 通常は亡くなられた方の死亡の日となります。

平成21年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

問1 平成21年度税制改正において創設された「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」とは、どのような特例なのでしょう？

答 後継者である相続人等が、相続等により、非上場会社の株式又は出資を取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式又は出資（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税については、その後継者の死亡等の日までその納税が猶予される特例です。

なお、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

また、この特例は、平成20年10月1日以降の相続等に係る相続税について遡及して適用されます。

（注1）この特例を適用するには、非上場会社について「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の規定に基づく経済産業大臣の確認・認定を受けるなど一定の要件を満たす必要があります。

（注2）免除されるまでに、この特例の適用を受けた株式又は出資を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

問2 「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるための手続はどのようになっていますか？

答 相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書（※1）及び一定の書類を所轄税務署（※2）へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保（※3）を提供する必要があります。

（※1）相続税の申告書の作成に当たっては、平成21年度税制改正に対応した相続税の申告書を使用してください。

（※2）通常は亡くなられた方の住所地を所轄する税務署となります。

（※3）特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】において、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」や相続税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、税務署で待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととさせていただきますので、ご協力をお願いします。

